

第 94 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

土石流被災家屋保存公園条例（平成11年長崎県条例第1号）第2条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
土石流被災家屋保存公園	南島原市西有家町里坊96番地2 南島原市 市長 松本 政博	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

令 和 5 年 11 月 27 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

土石流被災家屋保存公園の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び土石流被災家屋保存公園条例第5条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。